

広島県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十六年二月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下佐東線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡安芸太田町大字六字津都見一四二番四地先から	新	旧	三・一〇〇 三・二〇〇	三九・〇〇	
	七・二〇〇	三・二〇〇	三九・〇〇		拡幅
山県郡安芸太田町大字六字津都見一五九番一地先から	新	旧	三・二〇〇 三・三〇〇	三四・四〇	
	七・〇〇〇	三・三〇〇	三四・四〇		拡幅
山県郡安芸太田町大字六字津都見一五九番一地先まで	新	旧	三・二〇〇 七・〇〇〇	三四・四〇	
	七・〇〇〇	三・二〇〇	三四・四〇		拡幅